建設現場のはして・脚立からの墜落・転落災害をなくそう!!

はしごや脚立は、2メートル程度以下の高所作業を行うには、手軽に持ち運びができる便利な用具であり、土木、建築の別なく、建設現場で多用されていますが、簡便さゆえに安全に対する意識が薄くなりがちです。

しかし、過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多発しており、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。

安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用し、墜落・転落災害を 防止しましょう。

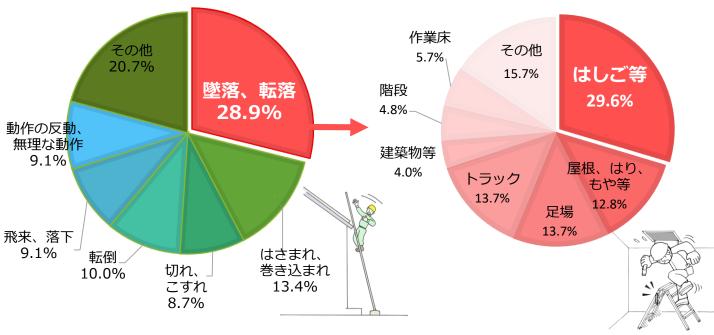


図-1 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (令和元年~令和5年の合計) 資料:労働者死傷病報告 図-2 建設業における墜落・転落災害の起因物別労働災害発生状況 (令和元年~令和5年の合計) 資料:労働者死傷病報告

<u>建設業におけるはしご等からの墜落・転落死亡災害事例(群馬県内)</u>

発生年月	年齢 経験 性別	発生状況	傷病性質	傷病部位
平成25年	40歳代 16年 配管工	高さ約4.5mの足場へ上るため、左手にプラスチックケースを持ち、左脇に 図面を抱えて、アルミ製のはしごを昇っていた被災者がはしごから墜落し、 頭部を負傷して収容先の病院で死亡したもの。 ヘルメット着用、転位防止措置あり	打撲傷	頭蓋部
平成26年	50歳代 30年 電気工	小学校校舎教室内で空調リモコン取付作業中、剥がしておいた天井板を復旧するため、高さ1.6mの脚立を使用して、充電ドライバーでビス止め作業中、何らかの原因でバランスを崩し、木組床面に墜落し頭部を強打した。	打撲傷	頭蓋部
平成27年	60歳代 18年 作業員	高さ約1.5mの脚立に乗りカーポートの屋根取り付け作業中、脚立からコンクリート床面に墜落し、頭部を強打した。	骨折	頭蓋部

資料:労働者死傷病報告

はしごや脚立を使う前に検討しましょう!

- □ はしごや脚立の**使用自体を避けられませんか?**
- □ 墜落の危険性が相対的に低い<u>ローリングタワー(移動式足場)、可搬式作</u> 業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できませんか?

(※)足元の高さが2m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置(手すり等)を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

充分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

移動はしごの安全使用のポイント

脚立の安全使用のポイント

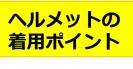


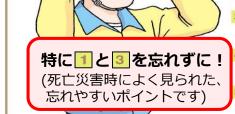
- ◎ 3点支持を確実に守る
- ◎脚立の幅の外へ、身体の重心(へそ)を乗り出す行為は禁止
- ◎天板上での作業は禁止
- ◎ 脚立をまたがる作業は原則禁止 (またがる場合は、アウトリガー等を装着するか、補助者に支えてもらう)



(※)3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指しますが、<u>身体の重心を脚立にあずける場合(太ももから腰周辺を脚立に接することが望ましい)も、両足と併せて3点支持になります</u>。

必ず墜落時保護用のヘルメットを着用しましょう!





必ず保護帽を着用!

着用時 5 つのポイント

1 「墜落時保護用」を 使用すること

2 傾けずに被ること

3 あご紐をしっかりと、 確実に締めること

破損したものは 使わないこと

5 耐用年数を守ること

1 要チェック!

ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に 用途が書かれています!

3 参考

あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱しにくくなります!

群馬労働局労働基準部 健康安全課

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma -roudoukyoku/home.html

引用:パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P3

(2024年10月)